

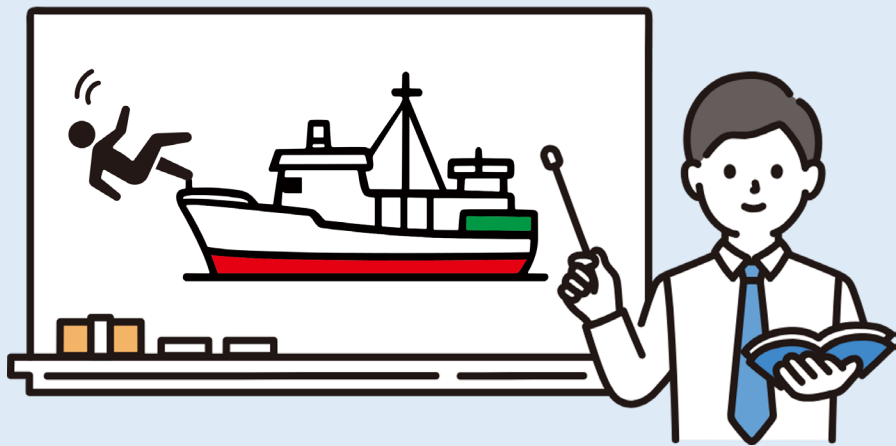
10月は「漁業の安全月間」



写真提供: 真鶴町漁協

「事故は突然、そなえは事前。」

安全教育



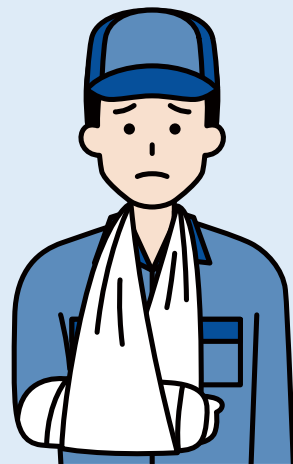
ベテランも新人も、慣れた作業に油断せず安全教育を徹底しましょう。

まずは、**動画視聴**から



工作中的ケガ等への

補償の備え



雇用主は
労災保険などへ加入し経営を守るとともに安心して働ける環境を作りましょう。



健康対策



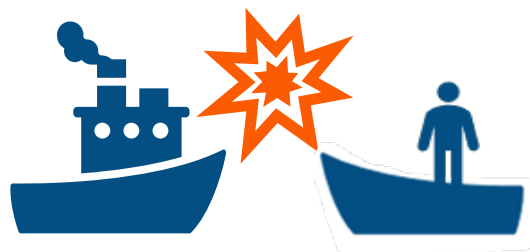
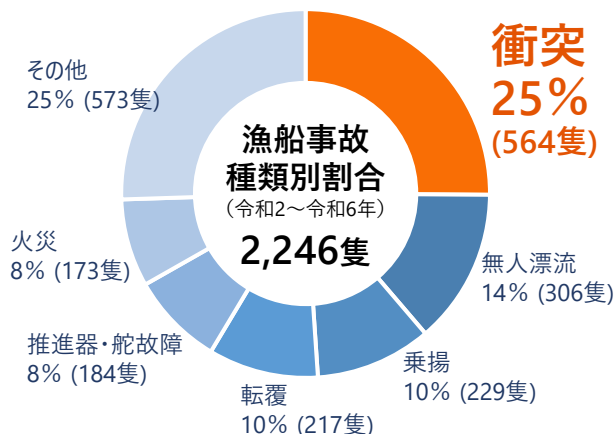
従業員の健康対策を推進しましょう。
まずは、**健康づくり宣言**から



【幹事団体】(一社)大日本水産会
【協賛】全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、日本漁船保険組合、(公財)漁船海難遺児育英会、(一財)中央漁業操業安全協会、(一社)全国漁業無線協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構、(一社)全国漁業就業者確保育成センター、船員災害防止協会、全国健康保険協会
【後援】水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所

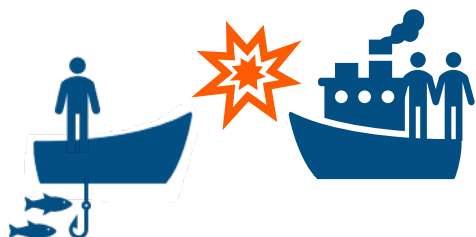
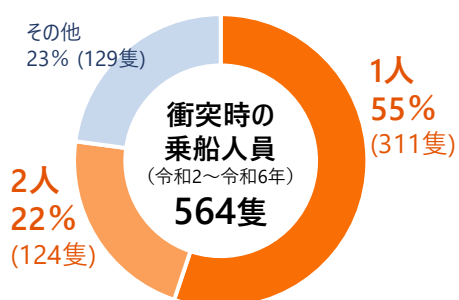
⚠ 漁船の衝突事故が多発しています 衝突事故に注意

他船との衝突事故が最多



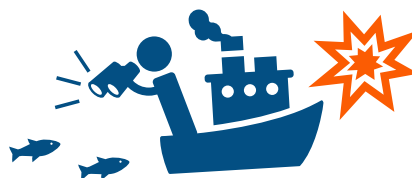
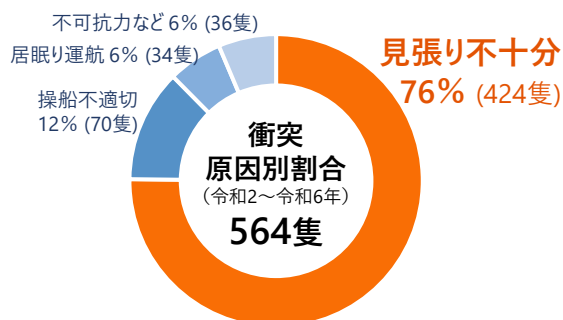
衝突時の乗船人員

2人乗り以下が8割



衝突の原因

見張り不十分が8割



データ出典：海上保安庁

＼ 小型漁船で操業する漁業者のみなさまへ ＼

衝突事故防止のための 4つのポイント

機器等に集中しない



各種機器等を見続けるのは危険！

作業中も見張り



1人でも2人でも見張りを確実に！

他の船に注意



他の船が避けるだろうは危険！

AIS・スマホアプリの活用



AISやスマホアプリで相手船の認識が容易に！

注）スマホアプリごとに機能が異なりますので、必要な機能が備わっているか確認してください。アプリの機能を過信せず、常に安全操業を心掛けましょう。

**1人1人が安全対策を自分事として捉え、
航行中や作業中も、常時、周囲の見張りをお願いします**

漁船の 安全操業に関する情報

AIS（船舶自動識別装置）の普及促進に関する情報を紹介しています！



お問い合わせ先
水産庁 漁政部企画課
TEL: 03-3592-0731

スマホ用 海の安全情報

現在地周辺の海の安全情報が、表示されます！



お問い合わせ先
海上保安庁 交通部安全対策課
TEL: 03-3591-6361

海の「事件・事故」は

118番

「118番」は海上保安庁
緊急通報用電話番号です

ライフジャケットが 命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE
動画もチェック♪

<https://youtu.be/TJPe0uhnFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！



国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

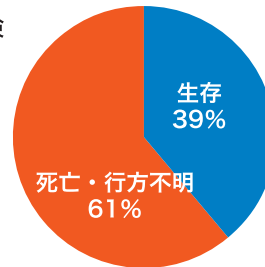


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

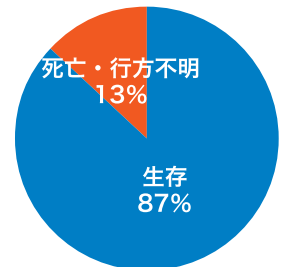
ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



非着用



着用

ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください※。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイ用などいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



桜マーク

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)

全ての航行区域に適用
TYPE A

タイプ表示



1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



船外で泳ごうとする直前の方



命綱を装着している方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方



できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数※によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。